

改正後の医療機関等の受診方法

区分		現行	改正後	
		受診方法 提示する物	受診方法 提示する物	
			R6.12.2～R7.12.1	R7.12.2～
組合員証等をお持ちの方	マイナ保険証利用登録者	・マイナ保険証 又は ・組合員証等	・マイナ保険証 (資格情報通知書)※1 又は ・組合員証等※2	・マイナ保険証 (資格情報通知書)※1
	マイナ保険証非登録者	・組合員証等	・組合員証等※2 又は ・資格確認書(職権交付)	・資格確認書
組合員証等をお持ちでない方	マイナ保険証利用登録者	/	・マイナ保険証等 (資格情報通知書)※1	
	マイナ保険証非登録者		・資格確認書	

※1：オンライン資格確認等システムを導入していない医療機関等や災害等により医療機関等にて電子資格確認が困難な場合は、「マイナ保険証」とともに、「資格情報通知書」又は「マイナポータル画面」を提示することで受診可能となる。

※2：組合員証等の有効期限は有効期限の記載がある方は、その期日まで。それ以外の方は、最長令和7年12月1日まで。なお、氏名変更等により組合員証等の記載事項が変更になる場合や証の紛失等の場合は、再交付等は行わない。

○組合員証又は資格確認書により受診する場合は、必要に応じてその他の証明書（高齢受給者証、限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証）の提示が必要となります。